

第18回漢字小委員会における検討事項

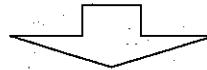
1 常用漢字と準常用漢字のとらえ方について

3 新常用漢字表（仮称）の基本的な性格

(1) 「準常用漢字（仮称）」の設定

準常用漢字の設定に関しては、新常用漢字表の字数を検討していく過程で、その総字数との関係で、改めて考えていくべき課題とする。すなわち、総字数がかなり多くなれば、準常用漢字の設定を検討することとする。この場合の準常用漢字とは、基本的に常用漢字に準じるものとして、以下の(2)で述べる「読めるだけでいい漢字」のことを指している。

(2) 「A：読めるだけでいい漢字」と「B：読めて書ける漢字」についての考え方
基本的に、「①読める」「②分かる」「③書ける」という三つの要素で考えていいく。したがって、Aは①と②の条件を満たすもの、Bは①、②、③の条件を満たすものと考える。漢字習得の基本は、①、②、③のすべての条件を満たすことであるが、漢字が使えるためには、最低でも、①と②の条件を満たす必要がある。



3 新常用漢字表（仮称）の基本的な性格

(1) 「準常用漢字（仮称）」の設定

準常用漢字の設定に関しては、新常用漢字表の字数を検討していく過程で、その総字数との関係で、改めて考えていくべき課題とする。すなわち、総字数がかなり多くなれば、準常用漢字の設定を検討することとする。この場合の準常用漢字とは、基本的に常用漢字に準じるものとして、以下の(2)で述べる「情報機器を利用して書くことができればよい漢字」のことを指している。

(2) 「A：常用漢字」と「B：準常用漢字」についての考え方

基本的に、AもBも「①読める」「②分かる」「③書ける」という三つの要素を満たす必要がある。ただし、AとBについては、Aの方がより使用度が高く、基本的な漢字であることに加えて、上記の「③書ける」という観点から、以下のような違いがあると考える。

Aは、一般の文字生活の中で漢字を使用する場合、その中核を成す漢字集合であり、また漢字の習得面から考えても、その基盤となる漢字集合と位置付けられるものである。したがって、③の「書ける」という観点からは、情報機器の助けを借りずに「手で書くことができる必要のある漢字」である。

これに対して、BはAを補完する漢字集合であり、必ずしも「手で書くことができる必要のある漢字」と考える必要はない。情報機器が広く普及している現在の社会状況を踏まえれば、<情報機器を利用して書くことができればよい漢字>と位置付けられるものである。

※ 現行の常用漢字と、上記の「B」との関係

現行の常用漢字の中にも、上記のBのように、<手で書く必要のない漢字>が存在するのではないか。そう考えると、現行の常用漢字についても、すべてをAと考えるのではなく、AとBとに分けていく必要があるのかどうか。
→準常用漢字の位置付けの難しさ、学校教育における漢字指導との関係

2 常用漢字をどう定義するか

(1) 常用漢字表の前書き

- 1 この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。
- 2 この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそくとするものではない。
- 3 この表は、固有名詞を対象とするものではない。
- 4 この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。
- 5 この表の運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

(2) 常用漢字表の答申前文

1 常用漢字表の性格

常用漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安となることを目指した。…略…なお、ここに言う一般的の社会生活における漢字使用とは、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象として考えたものである。

2 字種と音訓

字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである。

- 1 使用度や機能度（特に造語力）の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。
- 2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。
- 3 地名・人名など、主として固有名詞として用いられるものは取り上げない。
- 4 感動詞・助動詞・助詞のためのものは取り上げない。
- 5 代名詞・副詞・接続詞のためのものは広く使用されるものを取り上げる。
- 6 異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。
- 7 いわゆる当て字や熟字訓のうち、慣用の久しいものは取り上げる。
なお、当用漢字表に掲げてある字種は、各方面への影響も考慮して、すべて取り上げた。

※ア 常用漢字という名称の問題

常用漢字という名称でありながら、「常用性（≈出現頻度）」以外の要素で選定された漢字が入っている。一方で「常用性」が認められながら選定されていない漢字がある。

→「常用漢字」の性格のあいまいさにつながると同時に、「準常用漢字」を設定した場合の性格付けの困難さにつながってくる可能性がある。

※イ 都道府県名に用いられている表外漢字

- ①岡（532位）、②奈（786位）、③阪（885位）、④鹿（1022位）、
⑤熊（1141位）、⑥梨（1673位）、⑦阜（2075位）、⑧埼（2090位）、
⑨茨（3451位 2356位*1）、⑩栃（2347位 4003位*2）、
⑪媛（2968位 2896位*3）

*1：次の二水が「ニ」、計2259位相当

*3：「つくり」が「爰」、計2535位相当

*2：厂の上部が「ノ」、計2305位相当